最終更新日：2021年6月28日

Mーブティックス
代表取締役社長 新村祐三
問合せ先：管理本部
証券コード：9272
https://btix.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は2006年の設立当初より、「徹底的な顧客満足の追求」を念頭に、顧客や取引先の皆様との強い信頼関係を軸に、誠実にビジネスに取組んでまいりました。現在は商談型展示会事業及びＭ＆Ａ仲介事業を主力事業として、積極的にＢｔｏＢ領域にて事業を拡大しております。このように経営環境が変化する中において、永続的な発展と成長、持続的な企業価値向上のために、コーポレート・ガバナンスの確立が重要課題であると認識しております。株主をはじめとするすべてのステークホルダーからの信頼を得るため、経営の健全性・効率性・透明性を確保すべく、事業の拡大に合わせて組織体制を適宜見直し、各組織の効率的な運営及び責任体制の明確化を図っております。
また、監査等委員会における取締役の業務執行に対する監督機能並びに法令、定款及び当社諸規程を遵守すべく、内部統制機能の充実化を図り、迅速且つ適正な情報開示を実現できる体制を構築しております。

＜企業理念＞
『マッチング・ファースト』　～最適なマッチングで最高の満足を～

＜経営理念＞
1．マッチングの満足度を最大化する
2．新しいサービスの創造で新しい市場を創造する
3．利益を伸ばし続けることがみんなの幸せになる
4．不正を行わず、誠実にビジネスを行う
5．変わらず生き続けるために変わり続ける

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しておりますので、本項目に記載すべき事項はございません。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
新村　祐三	1,243,000	49.72
新村　佐麻美	160,000	6.40
山口　貴弘	122,803	4.91
天池　祥子	120,000	4.80
田原　学	90,000	3.60
速水　健史	68,000	2.72
松尾　由美	56,900	2.28
株式会社ＳＢＩ証券	46,500	1.86
中村　慶一郎	46,300	1.85
新村　理紗	40,000	1.60

支配株主（親会社を除く）の有無	新村　祐三
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2021年３月31日時点の情報に基づき記載しております。
上記の他、当社所有の自己株式40,197株があります。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

関連当事者取引等の実施につきましては、その取引が当社の経営の健全性を損なってはいないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、利益相反取引については、当社取締役会の決議により行う方針であります。
当社では全役員に関連当事者取引の有無に関する申告を義務付けております。また、新規に取引を開始する取引先においては、取引先の反社チェックにあわせて、関連当事者に該当するか否かの判断を行っております。その上で、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合は、取引条件の妥当性、当該取引の合理性（事業上の必要性）等を慎重に検討した上で、取締役会の承認を得ることとしており、取引の妥当性を確保する体制を築いております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉崎　浩一郎	他の会社の出身者											
守屋　実	他の会社の出身者											
寺西　章悟	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉崎　浩一郎	○	○	―――	投資家としての経験や海外での事業展開等の経験を有しており、社外取締役として経営全般に関して適切な助言を期待できることから、社外取締役として選任しております。同氏は当社の株式を保有しておりますが、独立性を阻害するものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと認められるため、同氏を独立役員として指定しております。

守屋　実	○	○	―――	新規事業を数多く立ち上げられてきた豊富なビジネス経験を当社の経営全般に活かされることを期待できることから、2016年11月に社外監査役から社外取締役へ変更いたしました。同氏は当社の株式を保有しておりますが、独立性を阻害するものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと認められるため、同氏を独立役員として指定しております。
寺西　章悟	○	○	―――	寺西 章悟氏は、弁護士としての専門的見地を有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言をいただけることを期待し、2021年６月に社外監査役から社外取締役へ変更いたしました。 2017年5月に同氏がパートナーを務める田島・寺西法律事務所における弁護士として、意見書の作成を単発的に依頼いたしましたが、以来同氏との取引は発生しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏を独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会の求めに応じて、取締役会は監査等委員である取締役と協議の上、補助使用人を任命し、当該監査業務の補助を行うものとしております。
補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性の確保及び監査等委員会からの補助使用人に対する指示の実効性の確保のため、補助使用人の異動及び人事考課及び賞罰は監査等委員会の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会及び会計監査人は、相互の監査計画の交換並びにその説明・報告を行う他、定期的面談の実施による監査状況の共有、事業所監査の立会等を連携して行い、監査の質的向上を図っております。監査等委員会及び内部監査担当は、相互の監査計画の交換並びにその説明・報告を行う他、監査の状況、結果、改善状況を共有し、会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応等について協議し、連携して監査を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役3名は、全て独立役員の基準を満たしていますので、3名全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

「役員報酬の決定に関する基本方針」(2021年6月25日決議) において、下記のとおり規定しております。
1．社内取締役 (社外取締役以外をいう)
(1) 社内取締役の報酬等は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当該社内取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正且つバランスの取れたものとする。
(2) 社内取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成され、各社内取締役の職責･役位及び業績等に基づき算定する。
ⅰ.固定報酬は、人事考課制度に定める等級表に基づき決定する。
ⅱ.業績連動報酬である年次賞与は、人事考課制度に基づき営業利益等の目標達成率を社内取締役共通の評価指標とする。また、財務的な業績数値だけでは測ることができない戦略目標の達成度を評価基準に加えるために、取締役について個人考課部分を設定する。
ⅲ.固定報酬･業績連動報酬は金銭報酬のみとする。
ⅳ.社内取締役の報酬等の交付時期について、固定報酬は月例、業績連動報酬は年1回とする。
(3) 社内取締役の個人別の報酬について、報酬の種類ごとの比率に係る決定の方針については、人事考課制度に定める倍率による。
2．社外取締役
(1) 社外取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場で経営に関与･助言を行うことができる、適切、公正且つバランスの取れたものとする。
(2) 社外取締役の報酬は、固定報酬のみとし、各取締役の経験、実績、専門性等を総合的に評価して算定する。

また、社内取締役においては、業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株式価値の向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

付与対象者について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案して取締役会にて決定しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が、固定報酬については人事考課制度に定める等級表に基づき計算され、業績連動報酬については目標達成率及び個人考課部分を反映させた金額となっていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
　当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2021年6月25日であり、決議の内容は監査等委員でない取締役年間報酬総額の上限を5億円 (うち社外取締役分は年額1億50百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まない。)、監査等委員である取締役年間報酬総額の上限を50百万円とするものです。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役へのサポートは、管理本部で行っております。取締役会の議案について管理本部より事前に通知し、必要に応じて事前説明を行っております。また、管理本部より重要会議の議事、結果を報告するとともに、社外取締役、会計監査人、内部監査担当間の情報共有を促進しております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要) 更新

1．取締役会
当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役6名で構成されており、毎月の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
取締役会は、監査等委員3名を含む取締役6名の出席の下、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を審議･決議するとともに、業務執行を統括しております。また、社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。
なお、取締役会につきましては、独立役員である3名の社外取締役を選任することで、取締役会の社外取締役比率を3分の1以上としております。これにより、取締役会の独立性を確保し、経営判断の合理性を確保するとともに、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映しておりま

す。
2．監査等委員会
当社は監査等委員会設置会社であり、社外取締役3名で構成されております。
監査等委員は、監査等委員会を毎月1回開催し、取締役会の議案に関する審議や重要な会議情報等を監査等委員間で意見の交換を行っております。また、補助使用人を通じて、重要会議議事録や重要な決裁書、重要な契約書等の閲覧や調査を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。
なお、2名の監査等委員は、企業経営の経験者であり企業の経営戦略及び事業計画に関する相当程度の知見を有しており、他1名の監査等委員は、弁護士であり、コンプライアンス分野における相当程度の知見を有しております。
また、内部監査担当及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行う他、定期的に三者によるミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。
3．経営会議
経営会議は、社長の諮問機関として、常勤取締役及び部長以上の役職者で構成されております。
経営会議は、原則として月1回月初に開催し、各部門における予実差異報告及び差異分析の他、コンプライアンス懸念事項の共有と協議、取締役会への付議事項についての事前協議、取締役会から委嘱された決議事項の審議・決議を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。
4．内部監査及び監査等委員監査の状況
監査等委員会と内部監査担当とは、情報交換及び相互連携を図り、内部監査による重要な発見事項があった場合には、その内容及び対処について監査等委員会に報告する体制を確保しております。
5．会計監査
当社は、PwC京都監査法人により、会計監査を受けております。
業務を執行した公認会計士の氏名は、田村仁氏、野村尊博氏の2名であります。
6．顧問弁護士
当社は、森・濱田松本法律事務所と顧問契約を締結し、コンプライアンスに関して適宜助言等を受けており、コンプライアンス体制の強化を図っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社が今後、持続的な成長と中長期的な企業価値のさらなる向上を目指すためには、業務執行と監督の分離、迅速かつ果断な意思決定と適切なモニタリングをさらに強化することが必要となることから、2021年6月25日開催の第15期定時株主総会の承認をもって、監査役会設置会社より監査等委員会設置会社へ移行し、各種施策により、コーポレート・ガバナンス体制の増強を行うことといたしました。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、招集通知の早期発送を実施しております。また、招集通知の発送とあわせて、当社ホームページに招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、多くの株主に出席いただくために、株主総会集中日を避けた日程を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	予定はありませんが、必要に応じて検討いたします。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	予定はありませんが、必要に応じて検討いたします。
招集通知（要約）の英文での提供	予定はありませんが、必要に応じて検討いたします。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイトにて公表しております。 https://btix.jp/policy/disclosurepolicy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会等を適宜開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に4回、決算説明会を開催し、代表取締役社長が直接説明を行っております。また、適宜スモールミーティングの開催や、証券会社主催の説明会に参加しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	コーポレートサイトにて、適時開示書類、決算短信、決算説明会のプレゼンテーション資料、有価証券報告書、IRニュース等々を掲載しております。 https://btix.jp/ir/irlibrary.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部をIR活動担当部署とし、管理本部長をIR活動の統括責任者としております。	
その他	当社は、早期の情報提供を図るため、招集通知の発送に先駆け、当社のウェブサイト及び株式会社東京証券取引所のウェブサイトに公表しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業の社会的責任を認識し、企業理念、行動指針を制定し、グループの全役職員に対し、法令等の遵守はもとより、高い企業倫理に基づいた事業活動を推進していくことを周知徹底しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	展示会では、通常、ブースを立てては壊し、毎回多くの廃材が発生しますが、当社が主催する全ての展示会において、受付等の装飾施工部材にリユース可能なシステムパネルを使用しております。 また、出展社様のブース設営部材に関しても、再利用可能なシステムブースのレンタル利用を推奨しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対して、適時に情報を提供していく方針であります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正性を確保するための体制として2021年６月25日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力との一切の関係の処断についての基本方針・基準として、「反社会的勢力への対応に関する規程」「反社会的勢力への対応ガイドライン」を制定し、管理本部を主管部門として、その内容の周知・徹底を図っております。また、年1回の全社コンプライアンス研修においても、全役職員向けに注意喚起を図っております。
上記を受け、新規顧客の取引開始時や外注・購買・仕入等の発注時には、事前に管理部門において反社会的勢力かどうかの属性調査及び取引金融機関・取引先等からの風評等の信用調査を必ず収集するよう、業務フローを整備した上で取引開始を実行するなど、業務体制を確立しております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。継続取引先においても、年１回の取引先全社の調査を行っております。
また、所轄警察署や暴力追放運動推進センターとの関係を強化するべく管理本部を統括管理部署とし、不当請求対応の責任者を設置しております。

V その他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社において、適時適切なディスクロージャーはコーポレート･ガバナンスの重要な要素のひとつであり、株主への重大な責務であると考えております。
当社は、金融商品取引に関連する法令及び金融商品取引所の諸規則を遵守し、会社の株主、投資家、及びその他の利害関係者のすべてに対して適時･適切な会社情報を提供し、会社に対する理解を深めること、社会的信頼を向上させること、及び適正な評価に資することを目的として、規程を定めております。
なお、適時開示は、【適時開示体制の概要（模式図）】に記載の手続きを経て行っております。

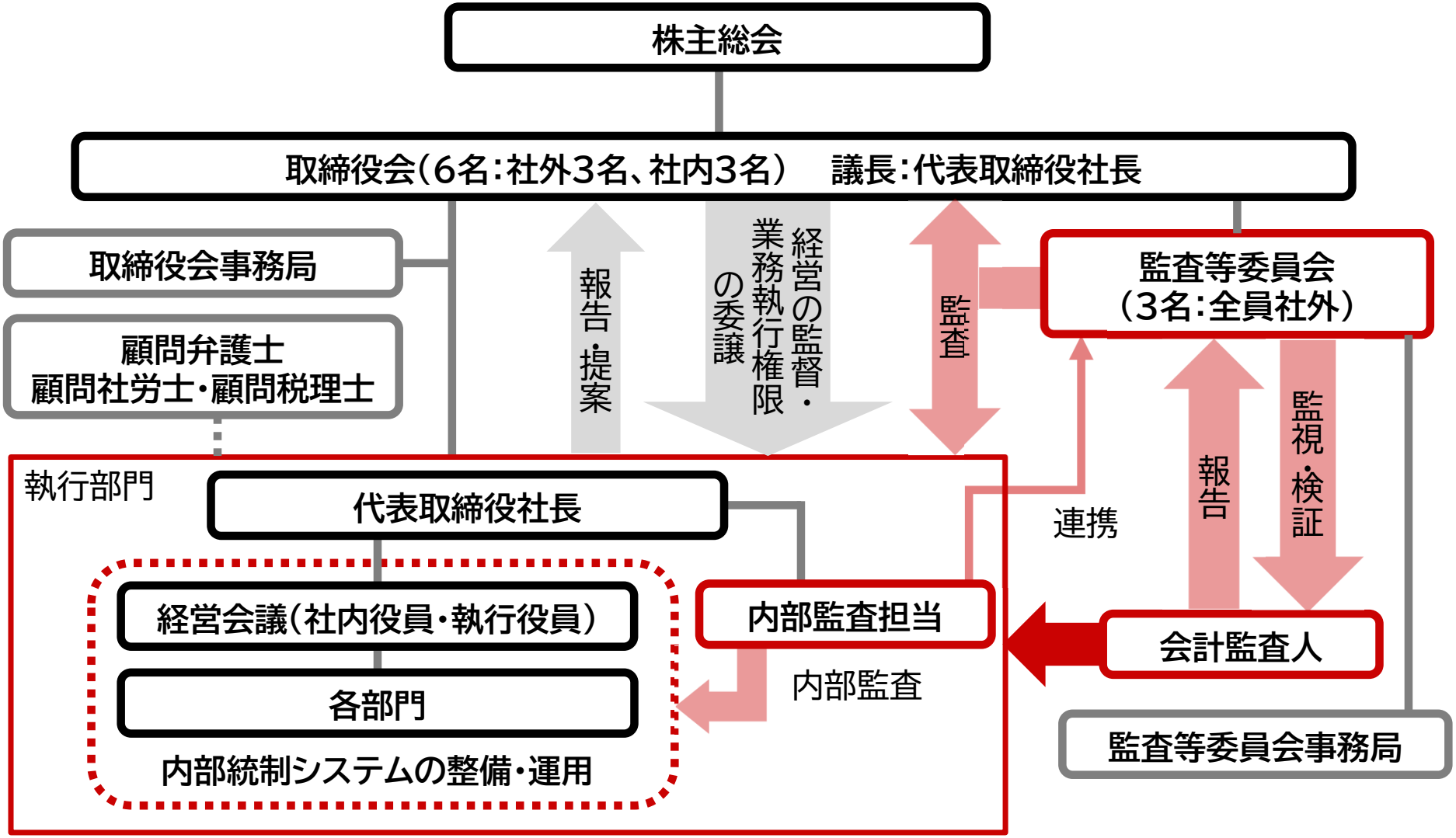
株主総会
取締役会（6名：社外3名、社内3名）　議長：代表取締役社長
取締役会事務局
顧問弁護士
顧問社労士・顧問税理士
報告・提案
経営の監督・
業務執行権限
の委譲
監査
監査等委員会
（3名：全員社外）
執行部門
代表取締役社長
経営会議（社内役員・執行役員）
各部門
内部統制システムの整備・運用
内部監査担当
内部監査
連携
報告
監視・検証
会計監査人
監査等委員会事務局

情報開示体制図

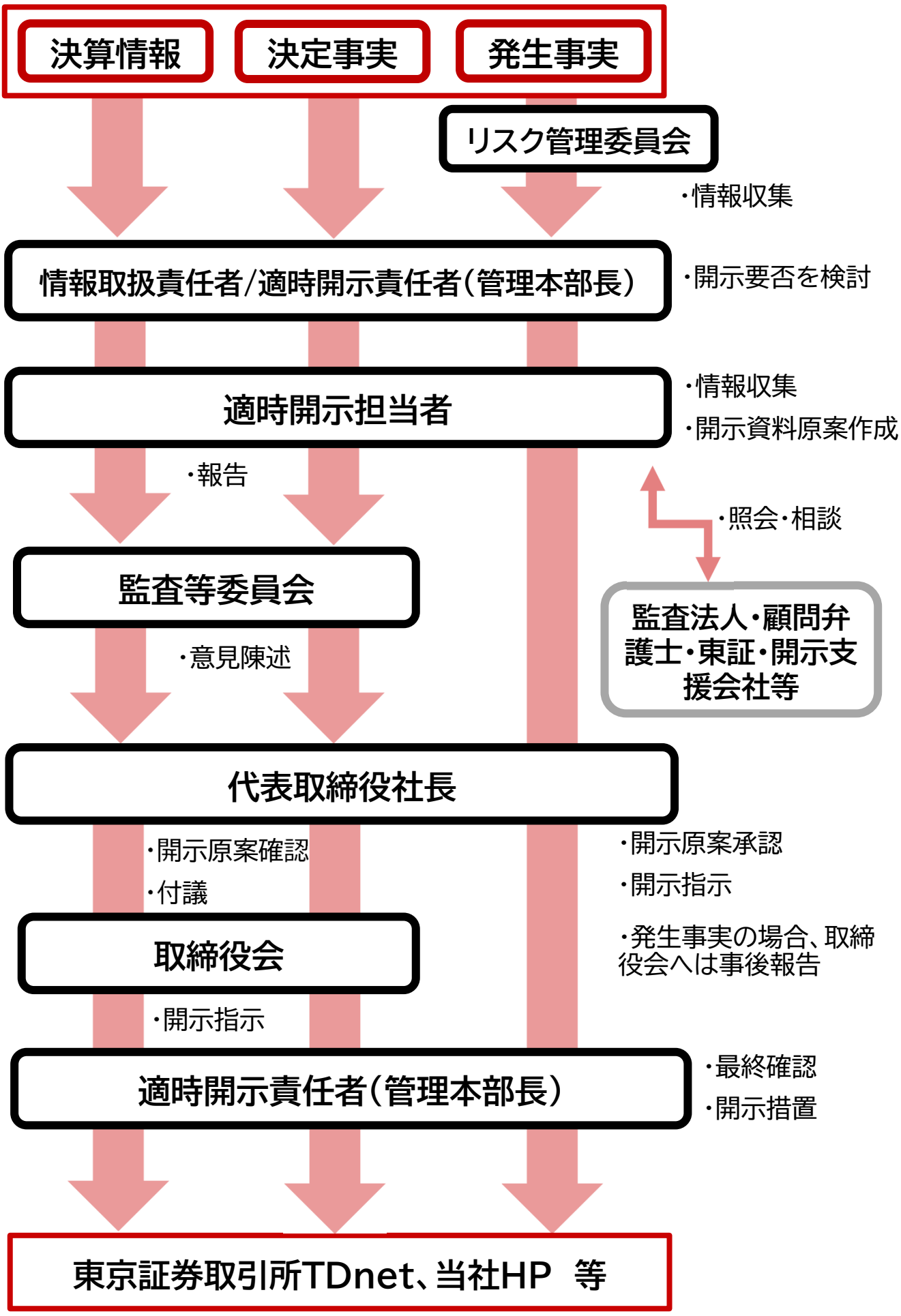
決算情報
決定事実
発生事実
リスク管理委員会
・情報収集
情報取扱責任者/適時開示責任者（管理本部長）
・開示要否を検討
適時開示担当者
・情報収集
・開示資料原案作成
・報告
・照会・相談
監査等委員会
監査法人・顧問弁護士・東証・開示支援会社等
・意見陳述
代表取締役社長
・開示原案確認
・付議
・開示原案承認
・開示指示
取締役会
・発生事実の場合、取締役会へは事後報告
・開示指示
適時開示責任者（管理本部長）
・最終確認
・開示措置
東京証券取引所TDnet、当社HP　等